

今後の検討課題について

(1) 京都府内における次のような土地利用上の課題について、計画に記載する。

| 府内の土地利用上の課題(案) | 事 例 | 京都府土地利用基本計画における対応 |
|---|---|---|
| <p>① 人口減少等に対応したまちづくりのための都市計画の区域区分(線引き)見直し</p> | <p>●綾部市における区域区分(線引き)の廃止(平成28年5月10日告示) 人口減少、少子高齢化の進行、特に市人口の約半数を占める市街化調整区域での影響が顕著となっていることから、区域区分(線引き)を廃止し、新たな土地利用制度(旧市街化区域では引き続き「用途地域」を定め、旧市街化調整区域では「特定用途制限地域」を指定)と市独自のまちづくり条例を定め、地域特性に応じたきめ細やかな土地利用によるまちづくりを進めている。</p> <p>●舞鶴市における区域区分(線引き)の見直し(市街化区域の縮小) 人口減少、少子高齢化を見据えた市街化区域規模に縮小していくことを基本として、用途地域の再編を行うとともに、立地適正化計画による都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定を検討中。</p> | <p>「第1 土地利用の基本方針－1 土地利用の基本方針－(2)土地利用をめぐる現状と課題－ア 急激な人口減少と超高齢化の進展」に次のとおり明記。</p> <p>その結果、国土管理水準の低下や…(略)…高度利用を一層推進していくことが必要である。また、人口減少に対応するためには、人口増加、都市の拡大を前提とした既存の都市計画の見直しなど、地域の状況に応じた地域主体のまちづくりを進めていく必要がある。</p> |
| <p>② 交通網整備によるアクセス向上に伴い、利便性が向上する地域における無秩序な開発等の懸念</p> | <p>●城陽市東部丘陵地 城陽市東部丘陵地(約420ヘクタール)においては、新名神高速道路をはじめとする周辺の道路整備に伴い、今後、近畿圏のほぼ中央に位置する交通の要衝として、地理的優位性を活かしたまちづくりや、無秩序な開発防止や将来にわたる計画的な土地利用を行うため、城陽市東部丘陵地まちづくり条例を制定(平成28年3月31日)し、大規模土地取引行為についての事前届出制や大規模開発事業における手続き等を規定。</p> | <p>「第1 土地利用の基本方針－1 土地利用の基本方針－(3)基本方針－ウ 土地の有効な利活用」の4段落目以降に次のとおり明記。</p> <p>また、京都市など都市間競争に直面する…(略)…高度利用を進める。 交通網整備等による利便性の向上が期待される地域では、無秩序な開発等が懸念されるため、将来を見据えた計画的な土地利用を図る。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>③ 大規模太陽光発電所の設置に係る環境、景観、防災等の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 南山城村と三重県伊賀市にまたがる山林における大規模太陽光発電所の建設計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内面積約 61.7 ㉿に及ぶ森林の伐採や山の掘削などを伴うもの ・ 林地開発案件として山城広域振興局 森づくり推進室が対応（庁内関係課、村関係課等を構成員とした連絡調整会議を開催） ● 太陽光発電施設の設置については、太陽光発電設備及びその附属施設が建築基準法第 2 条第 1 項に定める「建築物」でない場合は、都市計画法第 4 条第 12 項の「開発行為」に該当しないため、都市計画法第 29 条の開発許可は不要である。 | <p>「第 1 土地利用の基本方針－ 1 土地利用の基本方針－ (3) 基本方針－ウ 土地の有効な利活用」の 7 段落目で、次のとおり明記。</p> <p>大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設や産業廃棄物処理施設等の設置・更新・撤去等に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、生活環境、景観、防災等に特に配慮する。</p> |
| <p>④ 産業廃棄物処理施設の設置に係る周辺環境への配慮や地域住民等との合意形成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」（平成 26 年 3 月京都府条例第 15 号）を制定し、産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする者と関係住民との間で円滑に合意が形成されるための手続（関係住民に対する説明会の実施義務、地域団体等との環境保全協定の締結に係る努力義務等）を規定。 | |

(2) 「第 1 土地利用の基本方針－ 2 地域別の土地利用の基本方向－ (5) 山城地域」について、地域の多様性を考慮し、それを反映した記述とする。